

岩手県告示第364号

平成28年3月2日付け官報第47号登載保安林の指定施業要件を変更する件（平成28年農林水産省告示第604号）の内容について森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する場合において、その相手方の所在が不分明のため通知することができないので、次のとおり告示する。

平成28年4月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 指定施業要件を変更した森林に係る通知の要旨

(1) 指定施業要件を変更した森林の所在場所 一関市巖美町字横森125の57、125の68、125の74、125の102、125の311

(2) 所在が不分明である通知の相手方 石川養二郎、熊谷米三郎、小岩寿四郎、小岩庄七、小岩種雄、小岩彌五郎、佐藤かつえ、佐藤熊吉、佐藤五三郎、佐藤貞秀、佐藤丞三郎、佐藤助左エ門、佐藤隆、佐藤敏男、佐藤満芳、佐原昭、槻山菊太郎

2 通知の内容を掲示した場所 一関市役所